平成26年度第15回人事委員会開催概要

- 1 開催日時 平成26年12月3日(水)午前9時40分から
- 2 開催場所 人事委員会室
- 3 出席者 委員長 益川 教雄 委員 西原 節子 委員 桂 賢 事務局長ほか関係職員

4 議事概要

審議事項

(1)条例案に対する意見について

県議会平成26年11月定例会議に提案された「滋賀県職員等の 給与に関する条例等の一部を改正する条例案」他3条例案について、 地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、滋賀県議会議長から意 見聴取があり、次のとおり意見を申し出ることに決定された。

議第 190 号 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正す る条例案

この条例案のうち滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正および滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。

- 議第192号 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 この条例案は、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給 水準に影響を及ぼすことから、現行の退職手当の支給水準の 範囲内で国に準じて退職手当の調整額の改定を行おうとする ものであり、適当なものと認めます。
- 議第 193 号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例案
- 議第 194 号 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一 部を改正する条例案

これらの条例案は、本委員会が本年 10月 17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。

(2) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A-2、女性A-2、 男性B、女性B)の確定について

> ※A…大卒の採用区分 B…大卒以外の採用区分

- ①平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A/2回目)
- ②平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(女性A/2回目)
- ③平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性B)
- ④平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(女性B)

上記①~④の採用候補者名簿について、それぞれ最終合格者が決定された。

(試験結果の概要)

	受験者数	最終合格者数	競争倍率
①男性A-2	119人	11人	10.8倍
②女性A-2	19人	3 人	6.3倍
③男性B	89人	13人	6.8倍
④女性B	28人	5 人	5.6倍

報告事項

- (1) 採用候補者名簿の失効について
 - ①平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A/2回目)
 - ②平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿(女性A/2回目)
 - ③平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性B)
 - ④平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿(女性B)

上記①~④の採用候補者名簿について、名簿有効期間の1年が 経過することから、これを失効させることについて、事務局から 報告があった。

(2) 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分2件について、事務局から報告があった。